

第7回出雲市中心市街地（東部都市拠点地区）活性化協議会 概要報告書

日時 平成21年8月28日 16:00～17:00
場所 平田商工会議所 2階 大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

昨年3月に第6回協議会を開催して以来1年5ヶ月振りの開催になったことを、先ずもってお詫び申し上げる。

その間には、懸案である旧石橋酒造の活用について検討委員会を設置し検討を重ねるとともに市および市議会に対し施設の取得を陳情し、土地建物の確保に努めてきた。お陰様でこの春、市土地開発公社で取得いただき、第三者へ渡るのを未然に防ぐ事ができた。

今年4月の市長選挙で長岡新市長が誕生したが、施政方針で出雲市中心市街地活性化については、中核都市拠点に絞って認定を目指し、東部都市拠点地区は市独自の活性化計画を策定し活性化を進めることが表明された。

本日はこうした経過を踏まえ、活性化策や今後の進め方について協議したい。

規約第7条第2項の規定により、本日の協議会が有効に成立することを報告
規約第7条第1項の規定により、大島会長が議長となり議事進行を務めた。

3. 議 題

・今までの経緯について

事務局より、(1) 出雲市中心市街地（東部都市拠点地区）活性化協議会ならびに旧石橋酒造施設活用検討委員会の経緯について説明

内閣府との協議では、2つの基本計画を認定するためには同時に計画を策定する必要があるうえ、双方のバランスを見極めながら進めることを確認していたが、中核都市拠点地区におけるイズミとの訴訟で作業が大きく遅れ、和解したものの改めて計画を策定し直さなければならない状況である。ゆっくり時間を掛けて進めたいという中核都市拠点地区と東部都市拠点地区の計画を同時にやることは無理である。

・今後の進め方について

事務局より、(2) 今後の進め方について説明

大島会長が述べたように、長岡市長の施政方針で東部都市拠点地区は国の認定を目指さず市独自の活性化計画を策定することが表明されたところである。そこで、法定の現協議会を一旦解散し、改めて任意の協議会を設立して、これまで協議してきた内容を引き続き検討するとともに、これまで同様、各方面との連絡調整等を行う場を設けたい。

・出雲市東部都市拠点地区活性化協議会（仮称）の設立について
事務局より、（３）出雲市東部都市拠点地区活性化協議会（仮称）の設立について説明
新たな協議会としても、これまでと同じ構成メンバーとしたい。国の認定を目指す
訳ではないので、想定するエリアや個々の事業については柔軟に進めていきたい。

会員から出された意見等

中心市街地活性化法に基づく取り組みはいつまで続くのか。

旧石橋酒造の活用策の検討も必要だが、老朽化により修繕が急がれる部分がある。
国の認定を受ければ有利な補助事業等がたくさんあるが、中核都市拠点地区ではなく
東部都市拠点地区を中心市街地として計画策定し認定を受けるのは無理か。

出雲市東部都市拠点地区活性化協議会規約（案）の協議事項の中に「一畑電車デハ二
50形の活用策の検討」とあるが、他所でも検討が進められており、この協議会で検討
する必要があるのか。

「木綿街道」「一式飾シンボルロード」「湯谷川」の３部会でエリア毎の検討がなされ
てきたが、今後もワーキンググループでの協議を検討されているのか。

出雲市東部都市拠点地区活性化協議会での計画策定は、いつ頃までの予定か。

規約第7条第3項の規定により、出雲市中心市街地（東部都市拠点地区）活性化協議
会を、本日をもって解散すること承認